2 国民健康保険税の軽減について

令和4年度国民健康保険税より、子育て世帯の経済的負担軽減を図るために、国民健康保険に加入されている子ども(未就学児)の均等割額の一部を減額します。

軽減の内容

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の5割を減額します。一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用されている場合は、軽減適用後の均等割額をさらに5割減額することになります。未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

(例) 均等割額の7割軽減が適用されている場合は、残りの3割を5割減額するため、合計8.5割軽減されることとなります。

令和4年度の未就学児一人にかかる均等割額(年額)

低所得者の 均等割額軽減割合	低所得者の 均等割額軽減後の額	未就学児の 均等割額軽減の額	減額後の均等割額
 7割軽減	1万800円	5,400円	5,400円
5割軽減	1万8,000円	9,000円	9,000円
2割軽減	2万8,800円	1万4,400円	1万4,400円
軽減なし	3万6,000円	1万8,000円	1万8,000円

- ※ 表中の税額は、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割合計額です。
- ■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 面(48)1111(内1117・1118)

後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について



後期高齢者医療制度の保険料率などの改定を次のとおり行いましたのでお知らせします。

【保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すこととしており、令和4・5年度の保険料率について、次のとおり改定しました。

令和2・3年度 保険料率			
所得割率	9.64%		
被保険者均等割額	4万8,765円		



令和4.5年度 保険料率					
所得割率	9.57% (▲0.07ポイント)				
被保険者均等割額	4万9,398円 (+633円)				

保険料率について、所得割率は、前回に比べ0.07ポイント引き下げとなりましたが、被保険者均等割額は、一人当たり所得金額が減少した影響により保険料総額に占める所得割総額の割合が低下(均等割総額の割合が上昇)したため、前回に比べ633円引き上げとなります。

保険料賦課限度額

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。高所得者の方により多くの保険料を負担いただくことで所得割率が抑制され、中間所得者の方の負担軽減が図られています。

令和3年度まで	
64万円	



令和4年度から	
66万円	

■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 面(48)1111(内1120)